

日本音楽知覚認知学会賞規定

制定 2001年 10月 20日

改正 2012年 6月 16日

改正 2014年 5月 24日

改正 2018年 6月 11日

改正 2020年 6月 6日

1. 名称

日本音楽知覚認知学会は、音楽知覚・認知および関連領域の研究の発展のために次の学会賞を設ける。

- (1) 日本音楽知覚認知学会研究選奨
- (2) 日本音楽知覚認知学会ポスター発表選奨
- (3) 日本音楽知覚認知学会論文賞
- (4) 日本音楽知覚認知学会特別賞

2. 趣旨

日本音楽知覚認知学会研究選奨（以下、研究選奨と略称する）、日本音楽知覚認知学会ポスター発表選奨（以下、ポスター発表選奨と略称する）、日本音楽知覚認知学会論文賞（以下、論文賞と略称する）、および日本音楽知覚認知学会特別賞（以下、特別賞と略称する）の趣旨は次の通りである。

(1) 研究選奨

日本音楽知覚認知学会研究発表会において優れた研究成果の発表を行なった若手研究者に対して賞を授与し、研究の発展を促進する。

(2) ポスター発表選奨

日本音楽知覚認知学会研究発表会において優れた研究成果の発表を行ったポスター発表者に対して賞を授与し、研究の発展を促進する。

(3) 論文賞

『音楽知覚認知研究』に優れた論文を公刊した者に対して賞を授与し、研究の成果をたたえる。

(4) 特別賞

音楽の知覚・認知およびその関連領域に関する研究の発展に多大な貢献のあった者の功績を顕彰する。

3. 選考

選考は以下の手続きによる。手続きの詳細は別に定める細則による。

(1) 研究選奨選考委員会・論文賞選考委員会

研究選奨選考委員会は、委員長と 3 名の委員をもって構成する。委員長および委員は研究発表会ごとに、会長が委嘱する。

ポスター発表選奨は投票によって決定する。なお正会員の票は 2 点、学生会員の票は 1 点として集計を行う。

論文賞選考委員会は、委員長と 5 名の委員をもって構成する。委員長および委員は、2 年ごとに会長が委嘱する。

なお、両選考委員会の委員長および委員は「理事・理事会顧問・監事」から選出することを原則とするが、論文賞選考委員会については会長の判断により、「理事・理事会顧問・監事」以外からも選出することを可とする。

(2) 研究選奨の選考

研究選奨選考委員会は、研究発表会における発表の中から選考を行ない、研究発表会ごとに優れた 1~2 件の研究発表に対して授与を決定する。

研究選奨の選考対象は、35 歳以下の口頭発表者による研究発表とする。

(3) ポスター発表選奨の選考

ポスター発表選奨の選考は、投票を行い、その集計結果を踏まえて、原則として研究発表会ごとに優れた 1~2 件のポスター発表に対して授与を会長が決定する。ただし、会長がポスター発表を筆頭著者として行う場合には、副会長のうち 1 名がこの任務を代行する。その際、年齢制限、受賞回数制限は設けない。

(4) 論文賞の選考

論文賞選考委員会は、『音楽知覚認知研究』に発表された原著論文の中から 2 巻毎に、特に優れたものであると認められる 1~2 編の論文を選考し、授与を決定する。

(5) 特別賞の選考

理事会において一定以上の数の理事から推薦のあった候補者について審議し、さらに全理事の賛否にもとづいて、授与を決定する。

4. 授賞対象者とその資格

(1) 4 賞とも受賞対象者は本学会の会員とする。ただし、論文賞、特別賞の対象者には名誉会員及び非会員を含むことを妨げない。

(2) 研究選奨の対象者は、過去に研究選奨を受けたことのない 35 歳以下の口頭発表者とする。

(3) 口頭発表者とは、実際に口頭で発表をする筆頭著者である。連名者は研究選奨の対象者に含まれない。

(4) 研究選奨の対象者は、本会の研究発表会において原則として 2 回以上の口頭発表者であることとする。

(5) 研究選奨においては、同一人の受賞は 1 回限りとする。

(6) ポスター発表選奨の対象者には年齢及び受賞回数制限を設けない。連名者はポスター発表選奨の対象者に含まれない。

(7) 論文賞の対象者は、論文の連名者全員とする。

5. 賞の内容

研究選奨、ポスター発表選奨、論文賞、特別賞には以下の賞を与える。

(1) 研究選奨、論文賞、特別賞には賞状および記念品、ポスター発表選奨には賞状をもって賞とする。各賞とも、HP に記載する。その際、研究選奨とポスター選奨については、受賞者は筆頭著者1名であるが、共同研究者全員の名前も記載する。

(2) 研究選奨の賞状には、授賞対象者である研究発表の口頭発表者の氏名を記す。

(3) 研究選奨の授賞対象となった発表は、『音楽知覚認知研究』に「研究選奨受賞研究」として抄録を掲載する。抄録には研究発表連名者全員の氏名を記す。

(4) 論文賞の賞状には論文のタイトルと連名者全員の氏名を連記し、授賞者全員に賞状を与える。記念品は1論文あたり1点とする。

(5) 特別賞の受賞者については、『音楽知覚認知研究』に、授賞理由、略歴・業績、受賞者の言葉等を掲載する。

6. 規定の改廃

本規定の改廃は、日本音楽知覚認知学会理事会において出席者の3分の2以上の同意をもって行ない、全会員に通知する。

〈附則〉

この規定は、2001年10月20日から施行し、2002年度春季研究発表会から適用する。

日本音楽知覚認知学会賞細則

制定 2001年 10月 20日

改正 2012年 6月 16日

改正 2014年 5月 25日

改正 2018年 6月 11日

改正 2018年 12月 25日

改正 2020年 6月 6日

1. 研究選奨の決定方法

- (ア) 研究選奨選考委員会は、春季・秋季研究発表会ごとにそれぞれ1～2件の発表について選奨の授与を決定する。
- (イ) 研究選奨選考委員会は、発表会ごとに、研究選奨にふさわしいと考えられる研究発表の候補を委員一人あたり3発表程度推薦する。
- (ウ) 推薦には、評価点数と推薦理由を付する。
- (エ) 研究選奨選考委員会は、評価点数・推薦理由を参考にしながら、合議の上、授賞対象の研究発表を決定する。
- (オ) 発表内容が選考委員の専門とする領域でないため評価が非常に困難であるなどのやむを得ない事情があるときは、委員長は選考委員が発表についての評価を辞退することを認めることができる。ただし、一つの発表についての評価者が3名以下であってはならない。
- (カ) 論文を推薦する際、論文を推薦できる委員（理事・理事会顧問・監事）が、自身の関連する自著論文、共著論文を推薦することは望ましくない。ただし、指導論文の場合は、この限りではない。

2. ポスター選奨の決定方法

- (ア) 投票を行い、その集計結果を踏まえて、原則として研究発表会ごとに優れた1～2件のポスター発表に対して授与を会長が決定する。ただし、会長がポスター発表を筆頭著者として行う場合には、副会長のうち1名がこの任務を代行する。
- (イ) 対象者について年齢制限を行わない。
- (ウ) 受賞回数について制限を設けない。
- (エ) 投票集計の際には、正会員は2点、学生会員は1点として計算を行う。

3. 論文賞の決定方法

- (ア) 論文賞選考委員会は、『音楽知覚認知研究』に掲載された原著論文の中から、2巻ごとに1～2編の論文を選び、論文賞の授与を決定する。

(イ) 論文賞にふさわしいと考えられる論文の候補については

- ①論文賞選考委員会の委員長および委員
- ②理事会の理事、理事会顧問、監事
- ③論文賞選考委員会委員長が委嘱した者

が、一人あたり3編程度推薦するものとする。

(ウ) 推薦には、評価点数と推薦理由を付する。

(エ) 論文賞選考委員会は、評価点数・推薦理由を参考にしながら、合議の上、授賞対象の論文を決定する。

(オ) 選考対象となる巻に論文が掲載されている者は、論文賞選考委員から除外することとする。

4. 特別賞の決定方法

(ア) 年齢が60歳以上の者で、本学会に長年にわたり在籍し、理事としての功績があり、音楽の知覚・認知およびその関連領域の学術研究の発展に多大な貢献のあった者を選考対象者とする。

(イ) 理事会において同一候補者について5人以上の理事から推薦のあった場合にのみ、審議を行なう。

(ウ) 推薦に対して理事会出席者の5分の4以上の賛成を得た後、理事全員に諮り、その5分の4以上の賛成をもって授賞を決定する。

5. 名誉会員の決定方法

(ア) 年齢が満70歳以上の者で、学術研究に顕著な業績をもち、かつ会長その他本学会の業務に長年にわたり顕著な功績のあった者を選考対象者とする。

(イ) 推薦および審議の方法については、特別賞の場合に準じる。

申し合わせ事項：特別賞および名誉会員のいずれの場合にも、功績の一つとして『音楽知覚認知研究』に論文等が掲載されていることを条件とする。

6. 理事会顧問の決定方法

(ア) 名誉会員を選考対象者とする。

(イ) 理事会顧問の任期は、委嘱した会長の任期期間中とする。

(ウ) 会長の推薦により審議を行い、理事全体の3分の2以上の賛成をもって決定する。

7. 細則の改廃

細則の改廃は、日本音楽知覚認知学会理事会において出席者の3分の2以上の同意をもって行ない、全会員に通知する。

〈附則〉

この細則は、2001年10月20日から施行し、2002年度春季研究発表会から適用する。